

吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱

(令和4年3月31日告示第103号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の就労を促進するため、職場実習を受けた障がい者等に対し、予算の範囲内で支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 市内に住所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

イ アに掲げる者と同程度の障がいがあると市長が認める者

(2) 職場実習 事業者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び技能を習得させるために行う実習をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の障害福祉サービス事業によるものを除く。

(3) 就労初期支援 事業者が新たに障がい者の雇用（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号の就労継続支援A型を行う事業所における雇用を除く。）をした場合において、当該事業者及び当該障がい者に対し、就労した日から6月（1月に満たないときは、1月とする。）を経過する日までの間、就労の継続を目的として必要な支援を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める者に交付する。

(1) 障がい者が職場実習を受けた場合の支援金（以下「就労応援金」という。）

当該障がい者

(2) 事業者が職場実習を行った場合の支援金（以下「職場実習協力金」という。）

当該事業者

(3) 事業者が就労初期支援を行った場合の支援金（以下「就労初期支援金」という。）

当該事業者

2 市長は、前項第2号及び第3号に定める事業者が法令を遵守していない場合その他市長が適当でないと認める場合は、支援金を交付しないことができる。

(交付の要件)

第4条 支援金の交付の対象となる職場実習は、1日につき3時間以上の職場実習とする。

2 支援金の交付の対象となる就労初期支援は、次に掲げる要件の全てに該当する就労初期支援とする。

(1) 1月当たり1日以上、事業者及び障がい者と対面で行う就労初期支援であること

(2) 次に掲げる事業者が行う就労初期支援であること。

ア 法第5条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援又は同条第15項に規定する就労定着支援を行う事業者

イ 吉川市障がい者就労支援センター（以下「センター」という。）

3 前項の規定にかかわらず、センターがセンターの登録者に対して就労初期支援を実施した場合は、就労初期支援金は、交付しない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就労応援金 1日につき1,000円。ただし、5日を限度とする。

(2) 職場実習協力金 1日につき5,000円。ただし、5日を限度とする。

(3) 就労初期支援金 1日につき次のアからエまでに掲げる支援の時間の区分に応じ、当該アからエまでに掲げる額。ただし、1月につき4日を限度とする。

ア 1時間未満 2,000円

イ 1時間以上2時間未満 4,000円

ウ 2時間以上4時間未満 6,000円

エ 4時間以上 8,000円

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書は、就労応援金及び職場実習協力金に係る申請書にあつては職場実習を開始する日の原則として7日前までに、就労初期支援金に係る申請書にあつては就労した日から原則として1月を経過する日までに提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市障がい者就労促進支援金交付額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(請求書の提出)

第10条 規則第14条の規定による額の確定通知を受けた者は、吉川市障がい者就労促進支援金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(書類の整備)

第11条 支援金の交付を受けた障がい者及び事業者は、職場実習又は就労初期支援の実施状況に関する書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、職場実習又は就労初期支援の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(障がい者による手続)

第12条 この要綱の規定による職場実習協力金及び就労初期支援金に係る申請書の提出その他の手続(支援金の受領を除く。)については、職場実習又は就労初期支援を行った事業者の委任を受け、職場実習又は就労初期支援を受けた障がい者又はその代理人が行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（宛先）吉川市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

吉川市障がい者就労促進支援金交付申請書

吉川市障がい者就労促進支援金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額

就労応援金・職場実習協力金

申請額	応援	円（1,000円/日、上限5日）
	協力	円（5,000円/日、上限5日）
実習期間		年 月 日～ 年 月 日 （うち実習予定日数 日間）
事業者	住 所	
	名 称	
	電話番号	

就労初期支援金

申請額	円 （2,000～8,000円/日、4回/月、6月間）	
予定支援日数	時間/日、	回/月、 月間
雇用開始日	年 月 日	
事業者	住 所	
	名 称	
	電話番号	

2 委任事項

私は、職場実習協力金又は就労初期支援金に係る申請書の提出その他の手続（支援金の受領を除く。）について、申請者に委任します。

事業者 住所 _____
氏名又は代表者名（自署） _____

※確認書類

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- ・上記手帳の交付を受けていない場合は、手帳の交付を受けた者と同程度の障がいがあることを証する書類

様

吉川市長



吉川市障がい者就労促進支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市障がい者就労促進支援金について、補助金等の交付手続等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定します。

1 交付決定額

区分	交付決定額
就労応援金	円
職場実習協力金	円
就労初期支援金	円

2 条件

年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

吉川市障がい者就労促進支援金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった吉川市障がい者就労促進支援金に係る職場実習又は就労初期支援が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

職場実習 就労初期支援 の実施日等

実施日	内容
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	

上記のとおり、職場実習 就労初期支援 を実施しました。

事業者 住 所
名 称
代表者職氏名

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市障がい者就労促進支援金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市障がい者就労促進支援金について、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交付確定額

区分	交付確定額
就労応援金	円
職場実習協力金	円
就労初期支援金	円

年 月 日

（宛先）吉川市長

住 所
氏 名
電話番号

印

吉川市障がい者就労促進支援金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった吉川市障がい者就労促進支援金について、吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

区分	請求額
就労応援金	円
職場実習協力金	円
就労初期支援金	円

2 振込先

(1) 就労応援金

		銀行	本店
		信用金庫	支店
		農業協同組合	出張所
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

(2) 職場実習協力金 就労初期支援金

		銀行	本店
		信用金庫	支店
		農業協同組合	出張所
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			